

令和4年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

令和5年6月1日
公正取引委員会

はじめに

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしている。

令和4年度においては、東京オリンピック・パラリンピック関連の入札談合事案や電力小売分野における市場分割カルテル等大規模な入札談合、カルテル事案に厳正に対処したほか、情報システム調達に係る実態調査等のアドボカシーと連携した事案や電力小売分野等規制改革が進められた分野における事案への効果的な取組を行った。また、インボイス制度の導入等に関連した優越的地位の濫用に該当するおそれのある事案など中小事業者等に不当に不利益を与える行為にも迅速に対処した。

令和4年度における独占禁止法違反事件の処理状況は、次のとおりである。

第1 審査事件の概況

1 法的措置等の状況

(1) 排除措置命令等の状況

令和4年度においては、独占禁止法違反行為について、延べ29名の事業者に対して、8件の排除措置命令を行った。排除措置命令8件の内訳は、価格カルテル1件、その他のカルテル（注1）3件、入札談合4件となっている。価格カルテル・その他のカルテル・入札談合8件の市場規模は、総額2兆5370億円超である。

また、令和4年度においては、独占禁止法違反被疑行為について、4名の事業者に対して、3件の確約計画の認定を行った（注2）。いずれも不公正な取引方法（再販売価格の拘束1件、その他の拘束・排他条件付取引（注3）1件、競争者に対する取引妨害1件）となっている。

（注1） その他のカルテルとは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである（以下同じ。）。

（注2） 確約計画の認定は、確約手続に係る通知を受けた事業者から申請された確約計画を公正取引委員会が認定するという、独占禁止法に基づく行政処分である。公正取引委員会は、認定した確約計画に従って確約計画が実施されていないなどの場合には、当該認定を取り消し、確約手続に係る通知を行う前の調査を再開することとなる。

（注3） その他の拘束・排他条件付取引とは、再販売価格の拘束以外の拘束・排他条件付取引を指す（以下同じ。）。

第1から第4までに関する問い合わせ 公正取引委員会事務総局審査局管理企画課

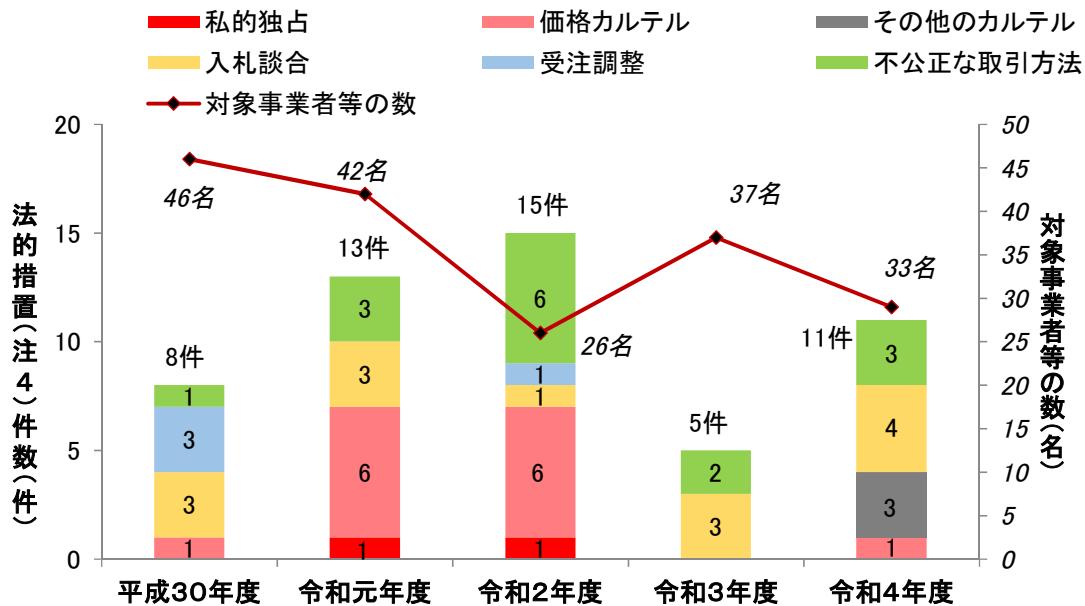
電話 03-3581-3381（直通）

第5に関する問い合わせ 公正取引委員会事務総局官房総務課（審判・訟務担当）

電話 03-3581-5478（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

図1 法的措置（注4）件数等の推移



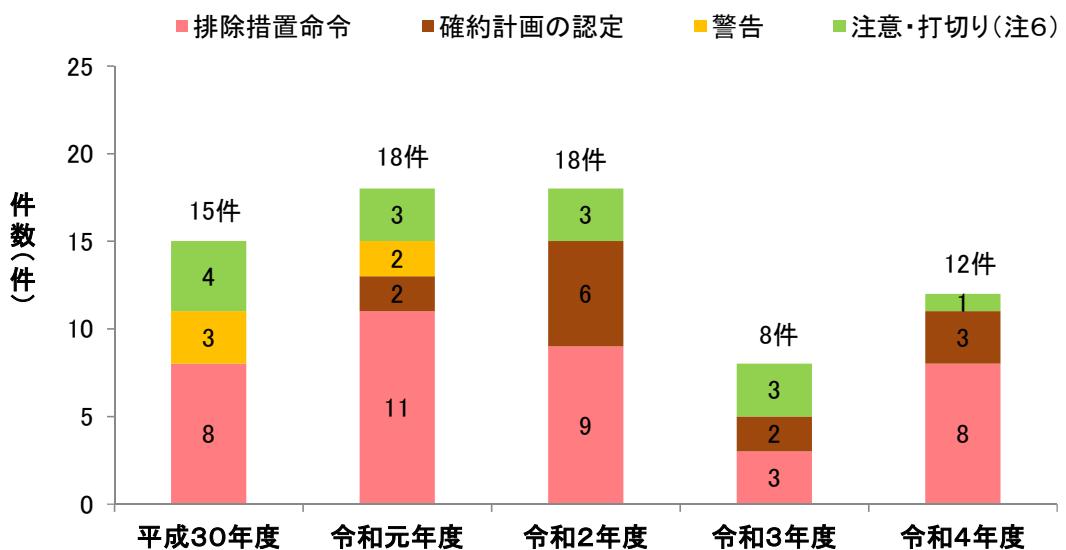
（注4） 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注5） 私的独占と不公正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（2） その他の事件処理の状況

令和4年度においては、事業者から自発的な措置の報告を受けた1件について、法運用の透明性や事業者の予見可能性を高める観点から、事案の概要を公表した。

図2 排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移



（注6） 事案の概要を公表したものに限る。

(3) 課徴金納付命令の状況

令和4年度においては、延べ21名の事業者に対して、総額1019億8909万円の課徴金納付命令を行った。

一事業者当たりの課徴金額の平均は48億5662万円（注7）であった。

（注7） 一事業者当たりの課徴金額の平均については、1万円未満切捨て。

表1 課徴金額等の推移

| 年度 課徴金納付命令 | 30 | 元 | 2 | 3 | 4 |
|---------------|-----|-------|------|------|--------|
| 課徴金額（億円） | 2.6 | 692.7 | 43.2 | 21.8 | 1019.8 |
| 対象事業者数（名） | 18 | 37 | 4 | 31 | 21 |

（注8） 課徴金額については、千万円未満切捨て。

2 刑事告発の状況

公正取引委員会は、平成2年6月に「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」（注9）を公表し、価格カルテル・入札談合その他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案や違反行為を繰り返す等の公正取引委員会の行政処分では独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案について、積極的に刑事処分を求めて告発を行うこととしている。

令和4年度においては、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等（注10）の入札談合事件について、令和5年2月28日、広告代理業等又はイベントの企画・運営等を営む6社及び同6社でテストイベント計画立案等業務委託契約等の受注等に関する業務に従事していた者6名並びに組織委員会大会準備運営第一局次長等としてテストイベント計画立案等業務委託契約等の発注等に関する業務に従事していた者1名を、検事総長に告発した。公正取引委員会は、本件について、発注者である組織委員会の従業者と国内外の主要なスポーツイベント等の運営実績がある大手の広告代理店又は大手のイベント企画・運営会社等である被告発会社らが、国家的プロジェクトである東京2020大会の運営業務等を対象として入札談合を行っていたことなどから、「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」に照らし、告発することとしたものである。

（注9） 同方針（平成17年、平成21年及び令和2年に一部改定）については、以下のリンク先を参照。

ウェブサイト https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa_files/kokuhatsuhoushin.pdf

（注10） 「テストイベント計画立案等業務委託契約等」とは、組織委員会が順次発注する東京2020大会に関して競技・会場ごとに実施される各テストイベント計画立案等業務委託契約並びに同契約の受注者との間で締結されることとされていた各テストイベント実施等業務委託契約及び各本大会運営等業務委託契約をいう。

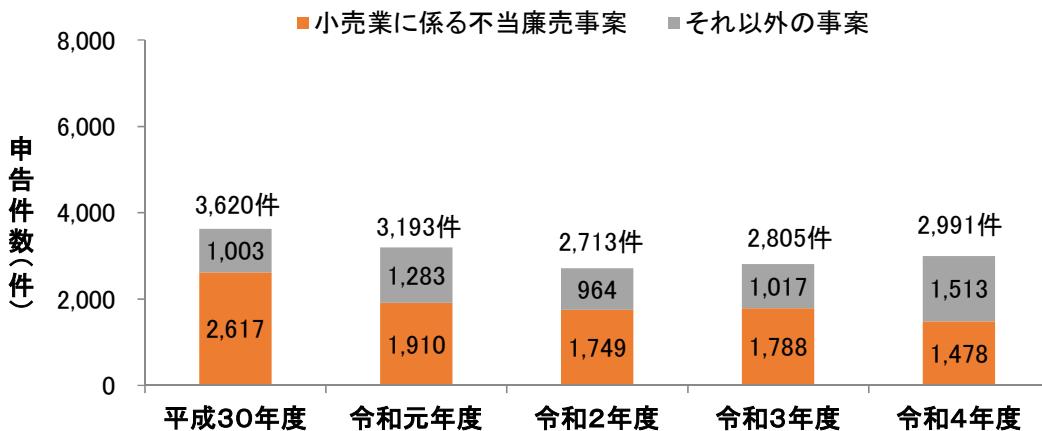
3 申告の状況

令和4年度において、独占禁止法の規定に違反すると考えられる事実について、公正取引委員会に寄せられた報告（申告）の件数は、2,991件であった。

申告が書面で具体的な事実を摘示して行われるなど一定の要件を満たした場合には、申告者に対して措置結果等を通知することとされているところ、令和4年度において

は、2,735件の通知を行った。

図3 申告件数の推移



4 課徴金減免制度

公正取引委員会は、平成17年独占禁止法改正法により、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を当委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度（以下「課徴金減免制度」という。）を導入し、さらに、令和元年独占禁止法改正法により、課徴金減免申請の申請順位に応じた減免率に、課徴金減免申請を行った事業者（調査開始日より前に最初に課徴金減免申請をした者を除く。）の事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率を付加する制度（以下「調査協力減算制度」という。）を導入し、運用している。

令和4年度において、課徴金減免制度に基づき、事業者から自らの違反行為に係る事実の報告等が行われた件数は、22件であった（平成18年1月の制度導入時から令和4年度末までの累計は1,417件）。

また、令和4年度においては、価格カルテル・その他のカルテル・入札談合事件8件における延べ22名の課徴金減免制度の適用事業者について、これらの事業者の名称、減免の状況等を公表した（注11）。このうち、2事件計4名の事業者に調査協力減算制度を適用した。

（注11）公正取引委員会は、法運用の透明性等を確保する観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイトに、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

なお、公表された事業者数には、課徴金減免申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかつたため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含めている。

ウェブサイト <https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>

表2 課徴金減免申請件数の推移

| 年度 | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | (単位:件) 累計 (注12) |
|--|------|----|----|----|----|-----------------------|
| | 申請件数 | 72 | 73 | 33 | 52 | |
| (注12) 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から令和5年3月末までの件数の累計。 | | | | | | |

表3 課徴金減免制度の適用状況

| 年度 | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | (単位:件、延べ事業者数) 累計 (注15) |
|-------------------|----------------------------------|----|----|----|----|------------------------------|
| | 課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数(注13)(注14) | 7 | 9 | 8 | 3 | |
| 課徴金減免制度が適用された事業者数 | 21 | 26 | 17 | 10 | 22 | 423 |

(注13) 本表における法的措置とは、排除措置命令及び課徴金納付命令であり、一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

(注14) 排除措置命令のみを行い課徴金納付命令は行わなかったものの、当委員会のウェブサイトに課徴金減免申請を行った旨を公表することを申し出た事業者が存在する事件又は当該事業者を含む。

(注15) (注11)を参照。課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から令和5年3月末までの件数又は事業者数の累計。

表4 調査協力減算制度の適用状況

| 年度 | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | (単位:件、事業者数) 累計 |
|--------------------|----------------------|----|----|----|----|-------------------|
| | 調査協力減算制度が適用された法的措置件数 | — | — | 0 | 0 | 2 |
| 調査協力減算制度が適用された事業者数 | — | — | 0 | 0 | 4 | 4 |

第2 行為類型別の事件概要

1 価格カルテル

令和4年度においては、炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らによる価格カルテル事件について、1件の法的措置（排除措置命令及び課徴金納付命令）を採った。

- 炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らによる価格カルテル事件

炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らが、共同して販売価格の引上げを行っていく旨を合意していた。

（令和4年12月15日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

（課徴金総額：1億4966万円）

2 その他のカルテル

令和4年度においては、旧一般電気事業者らによる市場分割カルテル事件について、3件の法的措置（排除措置命令及び課徴金納付命令）を採った。

- 旧一般電気事業者らによる市場分割カルテル事件

(1) 中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社及び関西電力株式会社が、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限することを合意していた。

(2) 中国電力株式会社及び関西電力株式会社が、

ア 互いに、相手方の供給区域に所在する相対顧客の獲得のための営業活動を制限する

イ 関西電力株式会社にあっては、中国電力管内において順次実施される官公庁入札における入札参加及び安値による入札を制限することを合意していた。

(3) 九州電力株式会社、九電みらいエナジー株式会社及び関西電力株式会社が、互いに、相手方の供給区域において順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意していた。

（令和5年3月30日 排除措置命令（3件）及び課徴金納付命令）

（課徴金総額：1010億3399万円）

○ 電気事業連合会に対する申入れ

電気事業連合会の会員である中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社及び九州電力株式会社を含む違反事業者により、上記の独占禁止法違反行為が行われ、排除措置命令を行ったこと、また、本件審査において、当該違反事業者が、同連合会が開催する会合の機会や同連合会へ出向したことのある者同士が出向した際に構築した業務上の関係を利用して、本件違反行為に係る情報交換を行っていた事実が認められたことから、同連合会に対し、今後、本件違反行為と同様の行為又は独占禁止法違反につながる情報交換が行われないよう、同連合会の会員、役員及び事務局職員に対して周知徹底することを申し入れた。

○ 電力・ガス取引監視等委員会に対する情報提供

本件審査において認められた以下の事実等について、電気の小売供給市場における競争の適正化を図るため、電力・ガス取引監視等委員会に対し情報提供を行った。

(1) 違反事業者により、上記の独占禁止法違反行為が行われ、排除措置命令を行ったこと。

(2) 旧一般電気事業者及びその販売子会社は、会合等において、営業活動に関する情報交換を行っていたこと。また、旧一般電気事業者及びその販売子会社は、自社の供給区域外の顧客に営業活動を行う際に、当該区域を供給区域とする旧一般電気事業者に対して、「仁義切り」などと称して、当該顧客に営業活動を行うことなどに関する

- 情報交換を慣習的に行っていていたこと。当該情報交換は、旧一般電気事業者及びその販売子会社の代表者、役員級、担当者級といった幅広い層で行われていたこと。
- (3) 電力・ガス取引監視等委員会が、旧一般電気事業者及びその販売子会社の小売供給価格を監視するモニタリング調査を行っていたところ、旧一般電気事業者及びその販売子会社の中には、当該調査を行っていたことを利用し、他の旧一般電気事業者に対し、安値での小売供給に関して牽制等をしていた者がいたこと。
- (4) 旧一般電気事業者の中には、競争により顧客移動が生じていることを示すために、価格競争によらず、相互に顧客を獲得することを企図していた者がいたこと。
- (5) 旧一般電気事業者の中には、各供給区域における電気の需要の大部分に相当する電気を自ら発電又は調達してきたところ、自社又はその販売子会社の小売価格及び自社の販売子会社に卸供給する価格を、当該販売子会社以外の新電力に卸供給を行う価格よりも安価に設定していた者がいたこと。
- (6) 旧一般電気事業者の中には、卸売市場への電気の供給量の絞り込みを行い、市場価格を引き上げることなどにより、外部からの調達に依存する新電力の競争力を低下させることを企図していた者がいたこと。
- (7) 旧一般電気事業者の中には、新電力に対し、相対取引で電気の卸供給を行うに当たり、当該旧一般電気事業者の供給区域においては当該電気の小売供給を行わないよう求めていた者がいたこと。

3 入札談合

令和4年度においては、広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らによる入札談合事件（2件）、愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者による入札談合事件、独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らによる入札談合事件について、4件の法的措置（排除措置命令及び課徴金納付命令）を採った。

- **広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らによる談合事件**
 - (1) 広島県教育委員会発注のコンピュータ機器の入札等の参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
 - (2) 広島市発注のコンピュータ機器の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
(令和4年10月6日 排除措置命令（2件）及び課徴金納付命令)
(課徴金総額：5682万円)
- **愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者による談合事件**
 - 愛知県又は岐阜県に所在する病院発注の医事業務の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
(令和4年10月17日 排除措置命令及び課徴金納付命令)
(課徴金総額：1億2134万円)
- **独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らによる談合事件**
 - 独立行政法人国立病院機構発注の九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
(令和5年3月24日 排除措置命令及び課徴金納付命令)
(課徴金総額：6億2728万円)

4 不公正な取引方法

(1) 再販売価格の拘束

令和4年度においては、株式会社一蘭による再販売価格の拘束被疑事件について、1件の法的措置（確約計画の認定）を採った。

・ 株式会社一蘭に対する確約計画の認定

公正取引委員会は、株式会社一蘭に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から当該行為を取りやめる等の確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

- 株式会社一蘭は、同社が販売する即席めん等（以下「一蘭の即席めん等」という。）に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて小売業者に販売しているところ、遅くとも平成30年1月以降、一蘭の即席めん等の商品ごとに希望小売価格を定めた上で（以下当該商品ごとに定められた希望小売価格を「一蘭の希望小売価格」という。）、当該商品が小売業者において販売される様（同一の商品を複数まとめる場合又は異なる商品を組み合わせる場合を含む。）にかかわらず（1）当該商品の購入を希望する小売業者に対し、一蘭の希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請し、これに同意した小売業者に（2）取引先卸売業者をしてその取引先である当該商品の購入を希望する小売業者に一蘭の希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請させ、これに同意した小売業者への販売を行うことになる当該取引先卸売業者に当該商品をそれぞれ供給している。

（令和4年5月19日 確約計画の認定）

(2) 拘束条件付取引

令和4年度においては、エクスペディア・ロッジング・パートナー・サービスーズ・サークルによる拘束条件付取引被疑事件について、1件の法的措置（確約計画の認定）を採った。

・ エクスペディア・ロッジング・パートナー・サービスーズ・サークルに対する確約計画の認定

公正取引委員会は、エクスペディア・ロッジング・パートナー・サービスーズ・サークル（以下「エクスペディア」という。）に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から当該行為を取りやめる等の確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

- エクスペディアは、自社の企業グループに属する事業者が運営する「Expedia」と称する宿泊予約サイト（以下「Expedia サイト」という。）に我が国所在の宿泊施設を掲載する、宿泊施設の運営業者（以下「宿泊施設運営業者」という。）との間で締結し、又は自社の企業グループに属する事業者をして締結させる契約において、Expedia サイトに宿泊施設運営業者が掲載する我が国所在の宿泊施設に係る宿泊料金及び部屋数について、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件（ただし、当該契約において定めている、当該宿泊料金について自社ウェブサイト等の販売経路と同等又は当該販売経路よりも有利なものとする条件を除く。）を定めるとともに、宿泊施設運営業者に対し、当該条件の遵守について、自ら要請し、又は我が国においてエクスペディアに対する支援業務を行うエクスペディアホールディングス株式会社をして要請させている。

（令和4年6月2日 確約計画の認定）

(3) 優越的地位の濫用

令和4年度においては、株式会社セブン－イレブン・ジャパンによるプライベート・ブランド製造委託に関する「商品案内作成代」の徴収について、当該徴収を取りやめるなどの措置を自発的に講じた旨の報告があったことから、事案の概要を公表した。

- ・ 株式会社セブン－イレブン・ジャパンによるプライベート・ブランド製造委託に関する「商品案内作成代」への対応について

公正取引委員会は、株式会社セブン－イレブン・ジャパンの取引先が、株式会社セブン－イレブン・ジャパンのプライベート・ブランド等の製造委託先下請事業者から「商品案内作成代」を徴収していたことについて、下請法上の勧告（注16）をした後、これに連れて、株式会社セブン－イレブン・ジャパンに対し、当該取引先との間における優越的地位の濫用の観点からみた問題の有無について事実確認するため資料を求めるなどした。こうした中、株式会社セブン－イレブン・ジャパンから、当該取引先との取引を含むプライベート・ブランド等の製造委託に関する「商品案内作成代」の徴収を取りやめ、徴収していた取引先に対して、その旨を通知するなどの措置を自発的に講じた旨の報告があったため、これ以上の対応は行わないこととした旨を公表した。

（令和4年12月22日 公表）

（注16） 株式会社エスアイシステムに対する勧告について

ウェブサイト https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/sep/2209_09_SISystem.html

このほか、令和4年度においては、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして55件の注意を行った（別添参照）。

(4) 競争者に対する取引妨害

令和4年度においては、ホームページの管理を行うために導入するコンテンツ管理システム（注17）の販売業者による競争者に対する取引妨害被疑事件について、1件の法的措置（確約計画の認定）を採った。

（注17） 組織が持つ情報（コンテンツ）の配信、版管理等を行うためのシステムをいう。

- ・ 株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューに対する確約計画の認定

公正取引委員会は、株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューの2社（以下「2社」という。）に対し、2社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、2社からそれぞれ当該行為を取りやめる等の確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

○ 2社は、平成31年2月頃以降、自らのホームページをリニューアルする業務（以下「本件業務」という。）の発注を検討している市町村及び特別区（以下「市町村等」という。）に対して、それぞれが行う受注に向けた営業活動において、当該市町村等が本件業務の仕様において定める、ホームページの管理を行うために導入するコンテンツ管理システム（以下「CMS」という。）について、2社によって作成された、オープンソースソフトウェアではないCMSとすることが当該ホームページの情報セキュリティ対策上必須である旨を記載した仕様書等の案を、自らだけではCMSに係る仕様を設定することが困難な市町村等に配付するなどして、オープンソースソフトウェアのCMSを取り扱う事業者が本件業務の受注競争に参加することを困難にさせる要件を盛り込むよう働き掛けている。

（令和4年6月30日 確約計画の認定）

○ 地方公共団体への周知

公正取引委員会は、市町村等におけるベンダーロックインや独占禁止法違反行為の未然防止のための取組に資するべく、全国の地方公共団体に対し、本件新聞発表文を周知した。

(5) 不当廉売

令和4年度においては、酒類、石油製品等の小売業に係る不当廉売の申告に対し迅速処理（注18）を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして192件の注意を行った。

また、「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」の改定（令和4年11月11日）も踏まえて、繰り返し注意を受けた事業者に対し、①複数の給油所を運営している場合にあっては、事案に応じて本社の責任者に対して注意を行う、②注意後の販売価格、仕入価格等について報告を求めるなどして問題がみられる場合には早期に対処することとするなど実効性のある事件処理に努めた。

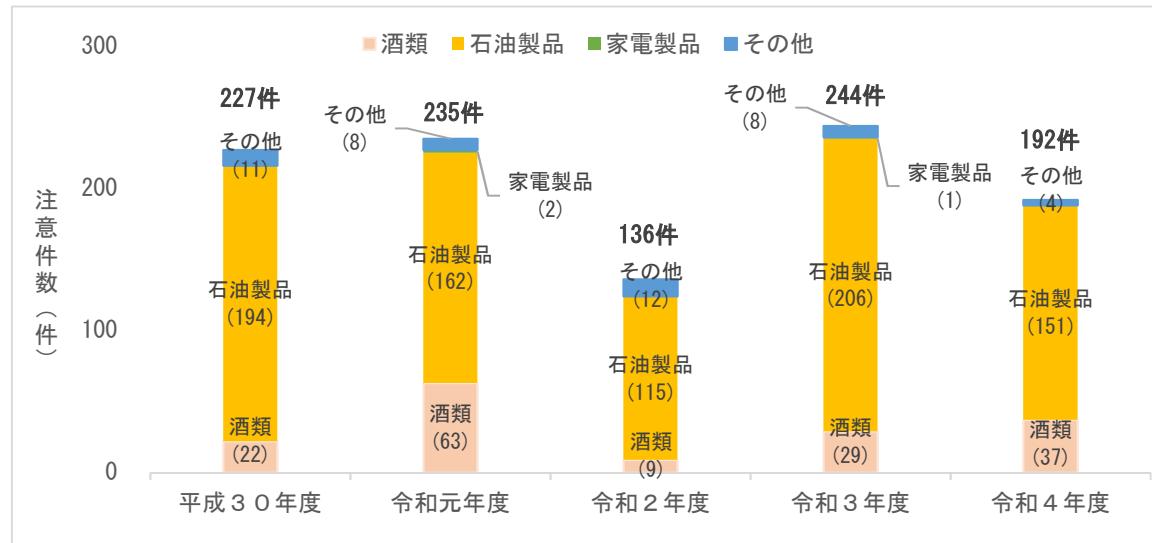
（注18）原則として、申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

表5 令和4年度の不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

（単位：件）

| | 酒類 | 石油製品 | 家電製品 | その他 | 合計 |
|------|----|------|------|-----|-----|
| 注意件数 | 37 | 151 | 0 | 4 | 192 |

図4 不当廉売事案の注意件数の推移



(6) その他（協同組合等による不公正な取引）

他の事例として、農業分野では、米穀等を集荷し販売する事業者を組合員とする協同組合が、組合員に対し、協同組合以外への米穀の出荷分に対し手数料を徴収していた疑いがあったとして、独占禁止法違反につながるおそれがあるとして注意を行った事例があるほか、漁業分野では、漁業協同組合が、組合員との間で、全量出荷を条件として漁業権行使するための契約を締結していた疑いがあったとして、独占禁止法違反につながるおそれがあるとして注意を行った事例などがある。

第3 タスクフォースの取組状況等

1 IT・デジタル関連分野

公正取引委員会は、IT・デジタルタスクフォース（注19）を設置し、当該分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、専門的な検討・分析、効率的な調査を実施することとしている。

また、同分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けるため、平成28年10月に専用の情報提供窓口を設置している。公正取引委員会においては、今後窓口の更なる周知徹底を図るなどして、より効率的な情報収集ができるよう取り組んでいくこととしている。令和4年度における当該情報提供窓口における情報受付件数は139件となっている。平成29年度以降の各年度における情報受付件数は以下のとおりである。

表6 IT・デジタル関連分野における情報受付件数

（単位：件）

| 年度 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 情報受付件数 | 104 | 117 | 180 | 182 | 140 | 139 |

（注19） 令和3年8月にITタスクフォースから改称。

2 その他の分野

公正取引委員会は、前記1のIT・デジタルタスクフォースのほか、農業分野タスクフォース、公益事業タスクフォース等を設置している。また、専用の情報提供窓口を設置しており、令和4年度における当該情報提供窓口における情報受付件数は、農業分野が40件、電力・ガス分野が87件となっている。

【情報提供窓口の電話番号等】

＜電話番号＞

IT・デジタル関連分野 03-3581-5492

農業分野 03-3581-3387（※）

電力・ガス分野 03-3581-1760

※ 農業分野については、上記のほか、各地方事務所・支所にも窓口を設置している。

＜情報提供フォーム＞

<https://www.jftc.go.jp/application/zzza092.html>

※ IT・デジタル関連分野、農業分野、電力・ガス分野とも共通のアドレス

第4 独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟（注20）

令和4年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は8件（東京地方裁判所5件、東京高等裁判所3件）（注21）であったところ、同年度中に新たに提起された排除措置命令等取消請求訴訟はなかった。

令和4年度当初において東京地方裁判所に係属中であった5件のうち2件については、令和4年度中に判決（請求棄却）があり、いずれについてもその後控訴（うち1件については令和5年度に控訴）され、東京高等裁判所に係属中である。

令和4年度当初において東京高等裁判所に係属中であった3件のうち2件については、同裁判所が控訴を棄却する判決をしたが、いずれについてもその後、最高裁判所に上告及び上告受理申立てがなされ、2件のうち1件については同裁判所が上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了し、その余の1件については同裁判所に係属中である。

これらの結果、令和4年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は6件（上記令和5年度に控訴された1件は含まない）であった。

（注20） 審判制度の廃止に伴い、平成27年度以降、独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は、直接東京地方裁判所に提起する制度となっている。

（注21） 排除措置命令等取消請求訴訟の件数は、訴訟ごとに裁判所において番号が付される事件の数である。

第5 審決取消請求訴訟

令和4年度当初において係属中の審決取消請求訴訟の件数（注22）は15件であり、これらのうち、同年度中に東京高等裁判所が原告の請求を棄却した判決が2件（いずれも原告が上訴）、最高裁判所が上告不受理決定をしたことにより終了したものが1件あった（別表第9表参照）。

この結果、令和4年度末時点では14件の審決取消請求訴訟が係属中である。

（注22） 審決取消請求訴訟の件数は、第一審裁判所において番号が付される事件の数である。

別 表

第1表 最近の審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

(単位：件、名又は円)

| 年 度 | | 3 0 | 元 | 2 | 3 | 4 |
|---------|-----------|-------------------------------|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 審査件数 | 前年度からの繰越し | 2 5 | 2 3 | 1 8 | 1 0 | 1 3 |
| | 年度内新規着手 | 1 1 8 | 7 6 | 8 3 | 1 0 3 | 1 0 3 |
| | 合 計 | 1 4 3 | 9 9 | 1 0 1 | 1 1 3 | 1 1 6 |
| 処理件数 | 法的措置 | 8 4 6 | 1 1 4 0 | 9 2 0 | 3 3 4 | 8 2 9 |
| | 確約計画の認定 | 0 | 2 | 6 | 2 | 3 |
| | 対象事業者数 | 0 | 2 | 6 | 3 | 4 |
| | その他 | 終了（違反認定） 警 告 注 意 打切り | 0 3 9 5 1 4 | 0 2 5 7 9 | 0 0 7 3 3 | 0 0 9 2 3 |
| | 小 計 | 1 1 2 | 6 8 | 7 6 | 9 5 | 8 8 |
| | 合 計 | 1 2 0 | 8 1 | 9 1 | 1 0 0 | 9 9 |
| | 次年度への繰越し | 2 3 | 1 8 | 1 0 | 1 3 | 1 7 |
| 課徴金納付命令 | 対象事業者数 | 1 8 | 3 7 | 4 | 3 1 | 2 1 |
| | 課徴金額 | 2 億 6111 万 | 692 億 7560 万 | 43 億 2923 万 | 21 億 8026 万 | 1019 億 8909 万 |
| 告 発 件 数 | | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |

第2表 令和4年度審査事件（行為類型別）一覧表（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

(単位：件)

| 内容 | 処理別 | 法的措置 | | その他 | | | 合計 | | | | | | |
|--|----------------|--------|---------|----------|----|----|----|--|--|--|--|--|--|
| | | 排除措置命令 | 確約計画の認定 | 終了（違反認定） | 警告 | 注意 | | | | | | | |
| 私的独占 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | |
| カルテル | 価格カルテル | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | | | | | | |
| | その他のカルテル | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | | | | | | |
| | 入札談合 | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | | | | | | |
| | 小計 | 8 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | | | | | | |
| (注2)不公正な取引方法 | 再販売価格の拘束 | 0 | 1 | 0 | 0 | 8 | 1 | | | | | | |
| | その他の拘束・排他条件付取引 | 0 | 1 | 0 | 0 | 5 | 0 | | | | | | |
| | 取引妨害 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | | | | | | |
| | 優越的地位の濫用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 55 | 2 | | | | | | |
| | 不当廉売 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | | | | | | |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | |
| 小計 | | 0 | 3 | 0 | 0 | 73 | 5 | | | | | | |
| その他(注3) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | | | | | | |
| 合計 | | 8 | 3 | 0 | 0 | 83 | 5 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| (注1) 複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。 | | | | | | | | | | | | | |
| (注2) 事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第8条第5号）は、不公正な取引方法に分類している。 | | | | | | | | | | | | | |
| (注3) 「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。 | | | | | | | | | | | | | |

第3表 法的措置（注1）（行為類型別）の件数の推移

(単位：件)

| 内容 | 年度 | 3 | 0 | 元 | 2 | 3 | 4 | 合計 |
|--------------|----------------|---|----|----|---|----|----|----|
| | | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 私的独占（注2） | | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| カルテル | 価格カルテル | 1 | 6 | 6 | 0 | 1 | 1 | 14 |
| | その他のカルテル | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 |
| | 入札談合 | 3 | 3 | 1 | 3 | 4 | 1 | 4 |
| | 受注調整 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| | 小計 | 7 | 9 | 8 | 3 | 8 | 3 | 35 |
| （注2）不公正な取引方法 | 再販売価格の拘束 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 |
| | その他の拘束・排他条件付取引 | 0 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 6 |
| | 取引妨害 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| | 優越的地位の濫用 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 1 | 3 | 6 | 2 | 3 | 3 | 15 |
| | 合計 | 8 | 13 | 15 | 5 | 11 | 11 | 52 |

(注1) 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、
排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

(注2) 私的独占と不公正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

第4表 令和4年度排除措置命令一覧

| 一連番号 | 事件番号 | 件名 | 内容 | 違反法条 | 命令年月日 |
|------|---------------|--|---|------|------------|
| 1 | 4 (措) 4 | 広島県が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らに対する件 | 広島県教育委員会発注のコンピュータ機器の入札等の参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 | 3条後段 | R4. 10. 6 |
| 2 | 4 (措) 5 | 広島市が発注するコンピュータ機器の入札参加業者らに対する件 | 広島市発注のコンピュータ機器の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 | 3条後段 | R4. 10. 6 |
| 3 | 4 (措) 6 | 愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者に対する件 | 愛知県又は岐阜県に所在する病院発注の医事業務の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 | 3条後段 | R4. 10. 17 |
| 4 | 4 (措) 7 | 炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らに対する件 | 炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らが、共同して販売価格の引上げを行っていく旨を合意していた。 | 3条後段 | R4. 12. 15 |
| 5 | 5 (措) 1 | 独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らに対する件 | 独立行政法人国立病院機構発注の九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 | 3条後段 | R5. 3. 24 |
| 6 | 5 (措) 2 | 旧一般電気事業者らに対する件 | 中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社及び関西電力株式会社が、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限することを合意していた。 | 3条後段 | R5. 3. 30 |
| 7 | 5 (措) 3 | 旧一般電気事業者に対する件 | 中国電力株式会社及び関西電力株式会社が、 (1) 互いに、相手方の供給区域に所在する相対顧客の獲得のための営業活動を制限する (2) 関西電力株式会社にあっては、中国電力管内において順次実施される官公庁入札における入札参加及び安値による入札を制限することを合意していた。 | 3条後段 | R5. 3. 30 |
| 8 | 5 (措) 4 | 旧一般電気事業者らに対する件 | 九州電力株式会社、九電みらいエナジー株式会社及び関西電力株式会社が、互いに、相手方の供給区域において順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意していた。 | 3条後段 | R5. 3. 30 |

第5表 令和4年度確約計画の認定一覧

| 一連番号 | 事件番号 | 件名 | 内 容 | 関係法条 | 認定年月日 |
|------|-----------------|-----------------------------------|--|----------------------|---------|
| 1 | 4 (認) 4 | 株式会社一蘭に対する件 | <p>公正取引委員会は、株式会社一蘭に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ 株式会社一蘭は、同社が販売する即席めん等（以下「一蘭の即席めん等」という。）に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて小売業者に販売しているところ、遅くとも平成30年1月以降、一蘭の即席めん等の商品ごとに希望小売価格を定めた上で（以下当該商品ごとに定められた希望小売価格を「一蘭の希望小売価格」という。）、当該商品が小売業者において販売される様（同一の商品を複数まとめる場合又は異なる商品を組み合わせる場合を含む。）にかかわらず</p> <p>(1) 当該商品の購入を希望する小売業者に対し、一蘭の希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請し、これに同意した小売業者に</p> <p>(2) 取引先卸売業者をしてその取引先である当該商品の購入を希望する小売業者に一蘭の希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請させ、これに同意した小売業者への販売を行うことになる当該取引先卸売業者に</p> <p>当該商品をそれぞれ供給している。</p> | 19条(2) 条9項4 号) | R4.5.19 |
| 2 | 4 (認) 5 | エクスペディア・ロッジング・パートナー・サービス・サールに対する件 | <p>公正取引委員会は、エクスペディア・ロッジング・パートナー・サービス・サール（以下「エクスペディア」という。）に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ エクスペディアは、自社の企業グループに属する事業者が運営する「Expedia」と称する宿泊予約サイト（以下「Expediaサイト」という。）に我が国所在の宿泊施設を掲載する、宿泊施設の運営業者（以下「宿泊施設運営業者」という。）との間で締結し、又は自社の企業グループに属する事業者をして締結させる契約において、Expediaサイトに宿泊施設運営業者が掲載する我が国所在の宿泊施設に係る宿泊料金及び部屋数について、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件（ただし、当該契約において定めている、当該宿泊料金について自社ウェブサイト等の販売経路と同等又は当該販売経路よりも有利なものとする条件を除く。）を定めるとともに、宿泊施設運営業者に対し、当該条件の遵守について、自ら要請し、又は我が国においてエクスペディアに対する支援業務を行うエクスペディアホールディングス株式会社をして要請させている。</p> | 19条(一 般指定12 項) | R4.6.2 |
| 3 | 4 (認) 6、7 | 株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューの2社 | 公正取引委員会は、株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューの2社（以下「2社」という。）に対し、2社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、2社 | 19条(一 般指定14 項) | R4.6.30 |

| | | | |
|--|-------------------|--|--|
| | 株式会社スマートバリューに対する件 | <p>からそれぞれ確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ 2社は、平成31年2月頃以降、自らのホームページをリニューアルする業務（以下「本件業務」という。）の発注を検討している市町村及び特別区（以下「市町村等」という。）に対して、それぞれが行う受注に向けた営業活動において、当該市町村等が本件業務の仕様において定める、ホームページの管理を行うために導入するコンテンツ管理システム（以下「CMS」という。）について、2社によって作成された、オープンソースソフトウェアではないCMSとすることが当該ホームページの情報セキュリティ対策上必須である旨を記載した仕様書等の案を、自らだけではCMSに係る仕様を設定することが困難な市町村等に配付するなどして、オープンソースソフトウェアのCMSを取り扱う事業者が本件業務の受注競争に参加することを困難にさせる要件を盛り込むよう働き掛けている。</p> | |
|--|-------------------|--|--|

（注）一般指定とは、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。

第6表 令和4年度刑事告発事例

| 件名 | 内容 | 関係法条 | 告発年月日 |
|--|--|---|---------|
| 株式会社電通グループほか11名(6社、個人6名)及び公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元次長1名 | 6社等は、平成30年2月頃から同年7月頃までの間、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が順次発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関する競技・会場ごとに実施される各テストイベント計画立案等業務委託契約並びに同契約の受注者との間で締結されることとされていた各テストイベント実施等業務委託契約及び各本大会運営等業務委託契約について、6社等の受注希望等を考慮して受注予定事業者を決定するとともに基本的に当該受注予定事業者のみが入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って前記契約についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって被告発会社6社等が共同して、前記契約の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記契約の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。 | 独占禁止法 第3条後段、 第89条第1項第1号、 第95条第1項第1号、 刑法第60条 | R5.2.28 |

第7表 令和4年度課徴金納付命令一覧

| 一連番号 | 件名 | 内容 | 対象事業者数 | 課徴金額(円) | 命今年月日 |
|------|---|---|--------|-----------|----------|
| 1 | 広島県が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らに対する件 令和4年（措）第4号 | 広島県教育委員会発注のコンピュータ機器の入札等の参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 | 3 | 4234万 | R4.10.6 |
| 2 | 広島市が発注するコンピュータ機器の入札参加業者らに対する件 令和4年（措）第5号 | 広島市発注のコンピュータ機器の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようになっていた。 | 6 | 1448万 | R4.10.6 |
| 3 | 愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者に対する件 令和4年（措）第6号 | 愛知県又は岐阜県に所在する病院発注の医事業務の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようになっていた。 | 1 | 1億2134万 | R4.10.17 |
| 4 | 炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者に対する件 令和4年（措）第7号 | 炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らが、共同して販売価格の引上げを行っていく旨を合意していた。 | 2 | 1億4966万 | R4.12.15 |
| 5 | 独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者に対する件 令和5年（措）第1号 | 独立行政法人国立病院機構発注の九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようになっていた。 | 5 | 6億2728万 | R5.3.24 |
| 6 | 旧一般電気事業者に対する件 令和5年（措）第2号 | 中部電力株式会社、中部電力マイズ株式会社及び関西電力株式会社が、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限することを合意していた。 | 2 | 275億5590万 | R5.3.30 |

| 一連番号 | 件名 | 内 容 | 対象事業者数 | 課徴金額(円) | 命令年月日 |
|------|------------------------------|---|--------|---------------|-----------|
| 7 | 旧一般電気事業者に対する件 令和5年（措）第3号 | 中国電力株式会社及び関西電力株式会社が、 (1) 互いに、相手方の供給区域に所在する相対顧客の獲得のための営業活動を制限する (2) 関西電力株式会社にあっては、中国電力管内において順次実施される官公庁入札における入札参加及び安値による入札を制限することを合意していた。 | 1 | 707 億 1586 万 | R5. 3. 30 |
| 8 | 旧一般電気事業者らに対する件 令和5年（措）第4号 | 九州電力株式会社、九電みらいエナジー株式会社及び関西電力株式会社が、互いに、相手方の供給区域において順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意していた。 | 1 | 27 億 6223 万 | R5. 3. 30 |
| 合 計 | | | 21 | 1019 億 8909 万 | |

第8表 令和4年度において係属していた排除措置命令等取消請求訴訟一覧

| 一連番号 | 件名 | 訴訟の対象となった行政処分（違反行為）の内容 | 訴訟提起日 | 裁判所 | 判決内容等 |
|------|--------------------|--|-----------|------|--|
| 1 | 株式会社富士通ゼネラルによる件 | 消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた。(課徴金額 48億円) | 29. 8. 1 | 東京高裁 | R4. 3. 3 東京地方裁判所にて請求棄却判決 (R4. 3. 17 控訴) (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求) |
| 2 | 本町化学工業株式会社による件 | 東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭について、共同して、供給予定者を決定するなどしていた。(課徴金額 1億 6143万円(東日本)、3283万円(西日本)) | R2. 1. 16 | 東京高裁 | R4. 9. 15 東京地方裁判所にて請求棄却判決 (R4. 9. 30 控訴) (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求) 執行停止の申立ては却下決定 (R2. 3. 27) (確定) |
| 3 | 鹿島道路株式会社による件 | アスファルト合材の販売価格を引き上げる旨を合意していた。(課徴金額 58億 157万円) | R2. 1. 28 | 東京地裁 | R5. 3. 30 東京地方裁判所にて請求棄却判決 令和4年度末時点 上訴期間中 (R5. 4. 12 控訴) (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求) |
| 4 | 世紀東急工業株式会社による件 | アスファルト合材の販売価格を引き上げる旨を合意していた。(課徴金額 28億 9781万円) | R2. 1. 29 | — | R3. 8. 5 東京地方裁判所にて請求棄却判決 (R3. 8. 18 控訴) R4. 6. 8 東京高等裁判所にて控訴棄却判決 (R4. 6. 23 上告及び上告受理申立て) 最高裁判所にて上告棄却及び上告不受理決定 (課徴金納付命令取消請求) |
| 5 | マイナミ空港サービス株式会社による件 | 八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して、エス・ジー・シー佐賀航空の事業活動を排除することにより、八尾 | R3. 1. 6 | 最高裁 | R4. 2. 10 東京地方裁判所にて請求棄却判決 (R4. 2. 27 控訴) |

| 一連番号 | 件名 | 訴訟の対象となった行政処分（違反行為）の内容 | 訴訟提起日 | 裁判所 | 判決内容等 |
|------|--------------|---|-----------|------|---|
| | | 空港における機上渡し給油による航空燃料の販売分野における競争を実質的に制限していた。(課徴金額 612 万円) | R3. 3. 29 | | R5. 1. 25 東京高等裁判所にて控訴棄却判決 (R5. 2. 8 上告及び上告受理申立て) (排除措置命令取消請求及び課徴金納付命令取消請求) |
| 6 | 大成建設株式会社による件 | リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 | R3. 3. 1 | 東京地裁 | (排除措置命令取消請求) |
| 7 | 鹿島建設株式会社による件 | リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 | R3. 6. 21 | 東京地裁 | (排除措置命令取消請求) |
| 8 | 三条印刷株式会社による件 | 日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 | R4. 3. 4 | 東京地裁 | (排除措置命令取消請求) 執行停止の申立ては却下決定 (R4. 3. 29) (確定) |

第9表 令和4年度に係属していた審決取消請求訴訟一覧

| 一連番号 | 件名 | 訴訟の対象となった審決の内容 | 訴訟提起日 | 裁判所 判決日等 | 判決内容等 |
|------|---|---|------------|------------------|----------------------------------|
| 1 | 株式会社ラルズによる件 (食料品、日用雑貨品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件) | 【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者のうち 88 社に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させ、商品を購入させていたことについて、優越的地位の濫用行為であると認めた。(不公正な取引方法(優越的地位の濫用)) | H31. 4. 24 | 東京高裁 R3. 3. 3 | 請求棄却判決 (R3. 3. 15 上告受理申立て) |
| | | 【課徴金額に係る認定】 12 億 8713 万円 被審人と納入業者 88 社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。 | | 最高裁 R4. 5. 18 | 上告不受理決定 |
| 2 | 株式会社エディオンによる件 (家電製品等の小売業者による優越的地位の濫用事件) | 【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である 127 社のうち、92 社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法(優越的地位の濫用)) | R 元. 11. 1 | 東京高裁 | 係属中 |
| | | 【課徴金額に係る認定】 40 億 4796 万円→30 億 3228 万円 被審人と 92 社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。ただし、「マル特経費負担」分は購入額から控除すべきものとされた。 | | | |

| 一連番号 | 件名 | 訴訟の対象となった審決の内容 | 訴訟提起日 | 裁判所 判決日等 | 判決内容等 |
|------|---|--|---------|-------------|-------|
| 3 | ダイレックス株式会社による件 (食料品、酒類、日用雑貨品、家庭用電気製品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件) | <p>【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることをを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたこと、閉店セール協賛金を提供させたこと、及び火災関連金の提供をさせたことについて、原処分における違反行為の相手方である78社のうち、69社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。 (不公正な取引方法(優越的地位の濫用))</p> <p>【課徴金額に係る認定】 12億7416万円→11億9221万円 被審人と69社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。</p> | R2.4.2 | 東京高裁 | 係属中 |
| 4 | 東洋シャッター株式会社による件 (シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル事件) | <p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意(全国合意)することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 5億2549万円→4億8404万円 被審人が上記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった。</p> | R2.9.29 | 東京高裁 | 係属中 |

| 一連番号 | 件名 | 訴訟の対象となった審決の内容 | 訴訟提起日 | 裁判所判決日等 | 判決内容等 |
|------|---|--|---------|---------|-------|
| 5 | 三和ホールディングス株式会社ほか1名による件 (シャッターの製造業者らによる全国における価格力カルテル及び近畿地区における受注調整事件) | <p>【違反行為に係る認定】 被審人三和シャッター工業(株)が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意(全国合意)することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、近畿地区における特定シャッター等について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするとともに、受注予定者以外の者も受注することとなった場合には受注予定者が建設業者に対して提示していた見積価格と同じ水準の価格で受注するようにする(近畿合意)ことにより、公共の利益に反して、近畿地区における特定シャッター等の取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 28億1540万円→27億5611万円 (被審人2名合計)</p> <p>被審人らが上記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッター及び近畿合意に係る違反行為により販売した近畿地区における特定シャッター等の売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった。</p> | R2.9.30 | 東京高裁 | 係属中 |

| 一連番号 | 件名 | 訴訟の対象となった審決の内容 | 訴訟提起日 | 裁判所判決日等 | 判決内容等 |
|------|--|---|---------|---------|-------|
| 6 | 文化シャッタ一株式会社による件 (シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル事件) | <p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意（全国合意）することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 17億8167万円→17億3831万円 被審人が上記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった。</p> | R2.9.30 | 東京高裁 | 係属中 |
| 7 | サクラパックス株式会社ほか1名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件) | <p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 6139万円 (被審人2名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。</p> | R3.3.9 | 東京高裁 | 係属中 |

| 一連番号 | 件名 | 訴訟の対象となった審決の内容 | 訴訟提起日 | 裁判所 判決日等 | 判決内容等 |
|------|---|--|---------|-----------------|------------------------------------|
| 8 | レンゴー株式会社ほか6名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件) | <p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 46億6156万円 (被審人7名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。</p> | R3.3.10 | 東京高裁 | 係属中 |
| 9 | レンゴー株式会社による件 (大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件) | <p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げることを合意（本件合意）することにより、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 10億7044万円→10億6758万円 被審人が本件合意に係る違反行為により販売した特定ユーザー向け段ボールケースの売上額等を課徴金の対象として認めた。ただし、特定ユーザーに対して支払った割戻金について、当該割戻金を支払うことを定めた「覚書」等の書面作成日以降の取引に対応する割戻金額について、課徴金の計算の基礎とな</p> | R3.3.10 | 東京高裁 R4.9.16 | 請求棄却判決 (R4.9.29 上告及び上告受理申立て) |
| | | | | 最高裁 | 係属中 |

| 一連番号 | 件名 | 訴訟の対象となった審決の内容 | 訴訟提起日 | 裁判所判決日等 | 判決内容等 |
|------|--|---|---------|---------|-------|
| | | る売上額から控除すべきものと認めた。 | | | |
| 10 | 王子コンテナ株式会社ほか10名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件) | <p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 27億1255万円→27億192万円 (被審人11名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、以下の売上額等は、特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた。 被審人王子コンテナー及び被審人北海道森紙業の「当て紙」の売上額 被審人王子コンテナーが加工委託のため別のメーカーに有償支給した段ボールシートの売上額</p> | R3.3.10 | 東京高裁 | 係属中 |

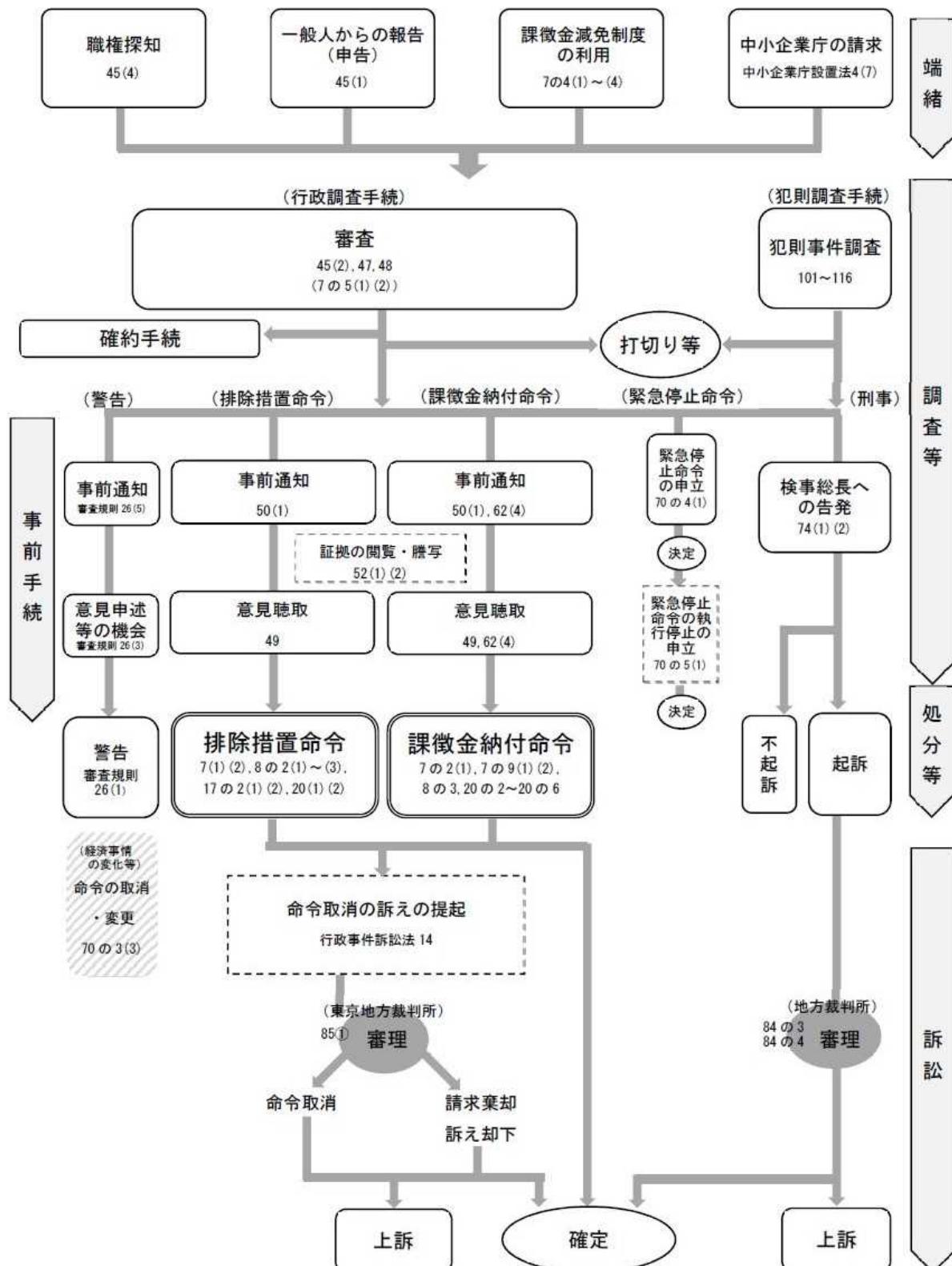
| 一連番号 | 件名 | 訴訟の対象となった審決の内容 | 訴訟提起日 | 裁判所 判決日等 | 判決内容等 |
|------|--|---|---------|-------------|-------|
| 11 | コバシ株式会社ほか6名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件) | <p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 1億5871万円→1億5785万円 (被審人7名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、以下の売上額等は、特定段ボールケースの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた。 被審人浅野段ボールが東日本地区に交渉担当部署が所在しない取引先に納入した段ボールケースの売上額</p> | R3.3.10 | 東京高裁 | 係属中 |

| 一連番号 | 件名 | 訴訟の対象となった審決の内容 | 訴訟提起日 | 裁判所判決日等 | 判決内容等 |
|------|---|--|---------|---------|-------|
| 12 | 福野段ボール工業株式会社による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件) | <p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 2557万円→2529万円 被審人が本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、以下の売上額等は、特定段ボールシートの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた。 訂正伝票により「特値」(通常より低い価格での受注)で代金の支払いを受けていた段ボールシートの当該訂正後の売上額と訂正前の売上額との差額</p> | R3.3.10 | 東京高裁 | 係属中 |

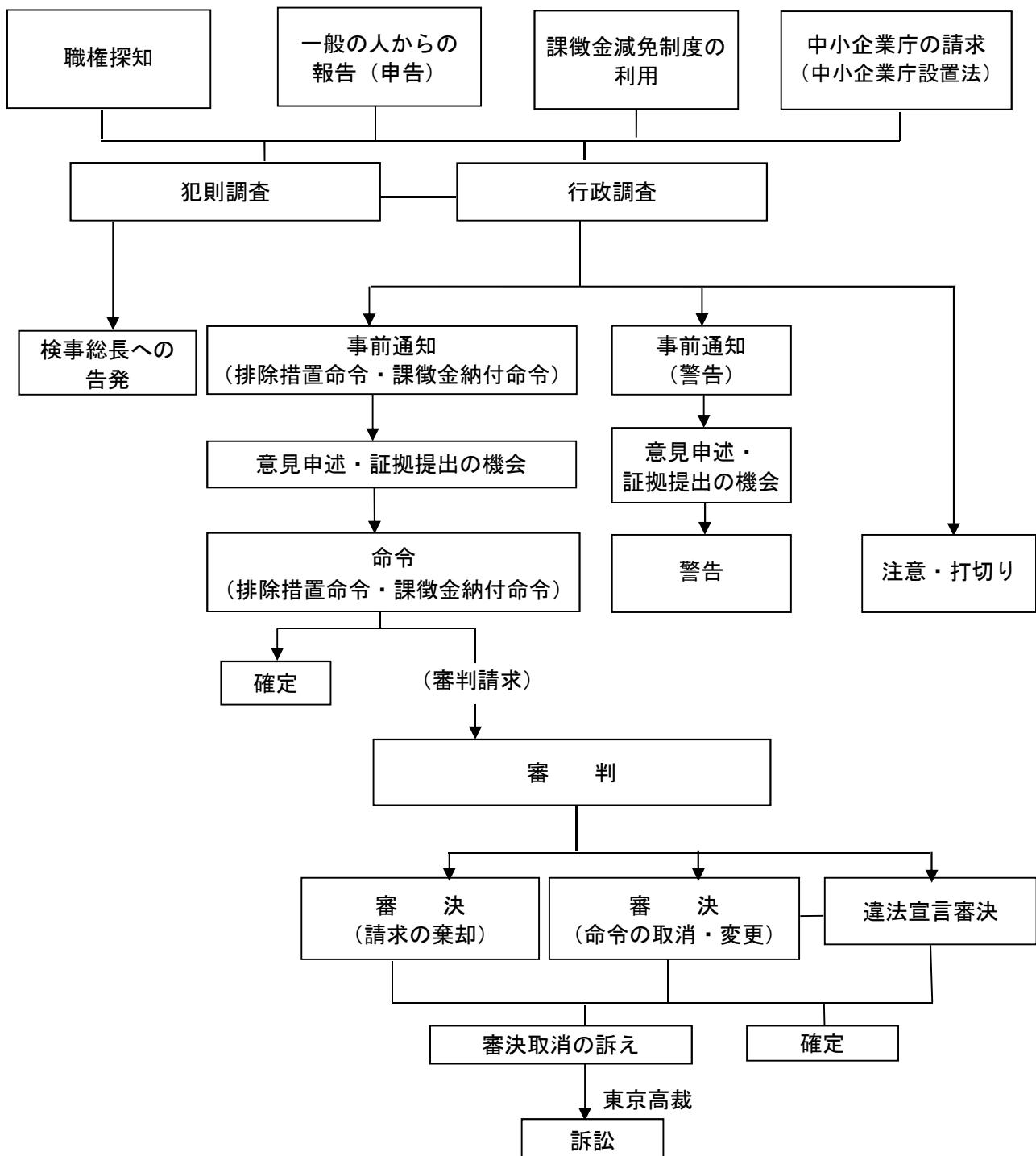
| 一連番号 | 件名 | 訴訟の対象となった審決の内容 | 訴訟提起日 | 裁判所判決日等 | 判決内容等 |
|------|--|--|---------|---------|-------|
| 13 | 株式会社トモクほか3名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件) | <p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 10億9211万円 (被審人4名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。</p> | R3.3.10 | 東京高裁 | 係属中 |

| 一連番号 | 件名 | 訴訟の対象となった審決の内容 | 訴訟提起日 | 裁判所 判決日等 | 判決内容等 |
|------|---|--|---------|-----------------|------------------------------------|
| 14 | 株式会社トーモクによる件 (大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件) | 【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げることを合意（本件合意）することにより、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 6億401万円→6億363万円 被審人が本件合意に係る違反行為により販売した特定ユーザー向け段ボールケースの売上額等を課徴金の対象として認めた。ただし、特定ユーザーに対して支払った割戻金について、当該割戻金を支払うことを定めた「覚書」等の書面作成日以降の取引に対応する割戻金額について、課徴金の計算の基礎となる売上額から控除すべきものと認めた。 | R3.3.10 | 東京高裁 R4.9.16 | 請求棄却判決 (R4.9.29 上告及び上告受理申立て) |
| | | | | 最高裁 | 係属中 |
| 15 | 東京コンテナ工業株式会社による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件) | 【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 4825万円 被審人が本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。 | R3.3.10 | 東京高裁 | 係属中 |

【独占禁止法に基づく手続】



【独占禁止法に基づく手続（平成18年1月4日以後平成27年3月31日まで）（注）】



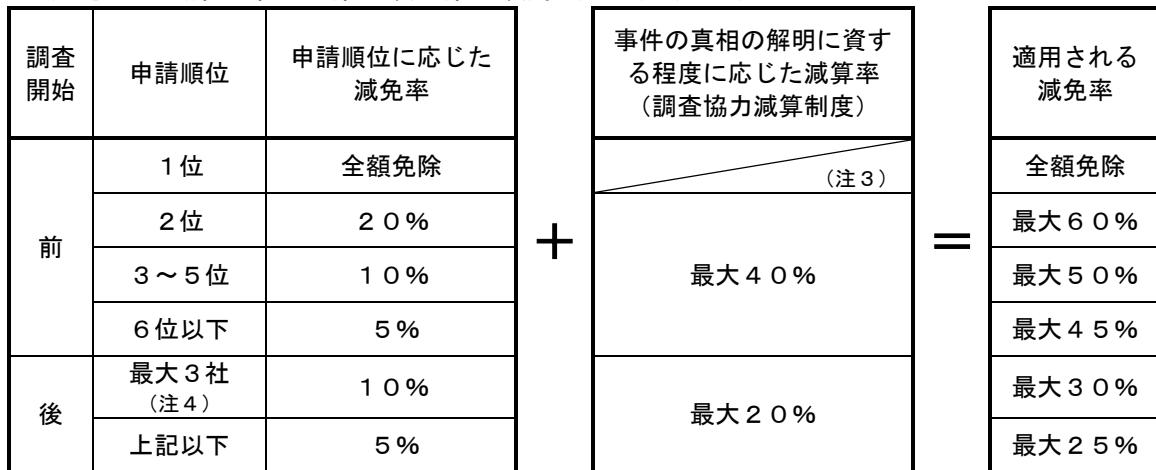
（注） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）の施行（平成27年4月1日）により審判手続は廃止された。ただし、同改正法附則第2条の規定により、平成27年3月31日までに同改正法による改正前の独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令又は課徴金納付命令に係る通知があった場合には、なお従前の例によることとされている。

【課徴金減免制度】

1 制度の概要

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（第7条の4第1項～第3項）。

また、申請順位に応じた減免率に加え、事業者の協力が事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率が適用される（第7条の5第1項～第3項）。（注1）（注2）



（注1） 報告した事実又は提出した資料に虚偽の内容が含まれていたなど減免失格事由に該当する場合は、課徴金の減免を受けることはできない（第7条の6）。

（注2） 一定の要件を満たす場合は、同一企業グループ内の複数の事業者による共同の報告が認められ、共同の報告を行った全ての事業者に同一順位が割り当てられる（第7条の4第4項）。

（注3） 調査開始日より前に1番目に課徴金減免申請をした事業者は、調査協力減算制度の対象とはならない。

（注4） 調査開始日以後の申請者のうち3番目以内であり、調査開始日前及び調査開始日以後の申請者のうち5番目以内である場合に限る。

2 経過措置

課徴金減免制度による課徴金額の減免については、違反行為が行われた時期にかかわらず、施行日前に減免申請が行われた場合は、旧独占禁止法の規定により課徴金の減免が行われ、施行日以後に減免申請が行われた場合は、前記1のとおり、課徴金の減免が行われる（令和元年改正法附則第6条第5項）。

○ 旧独占禁止法の課徴金減免制度による課徴金の減免

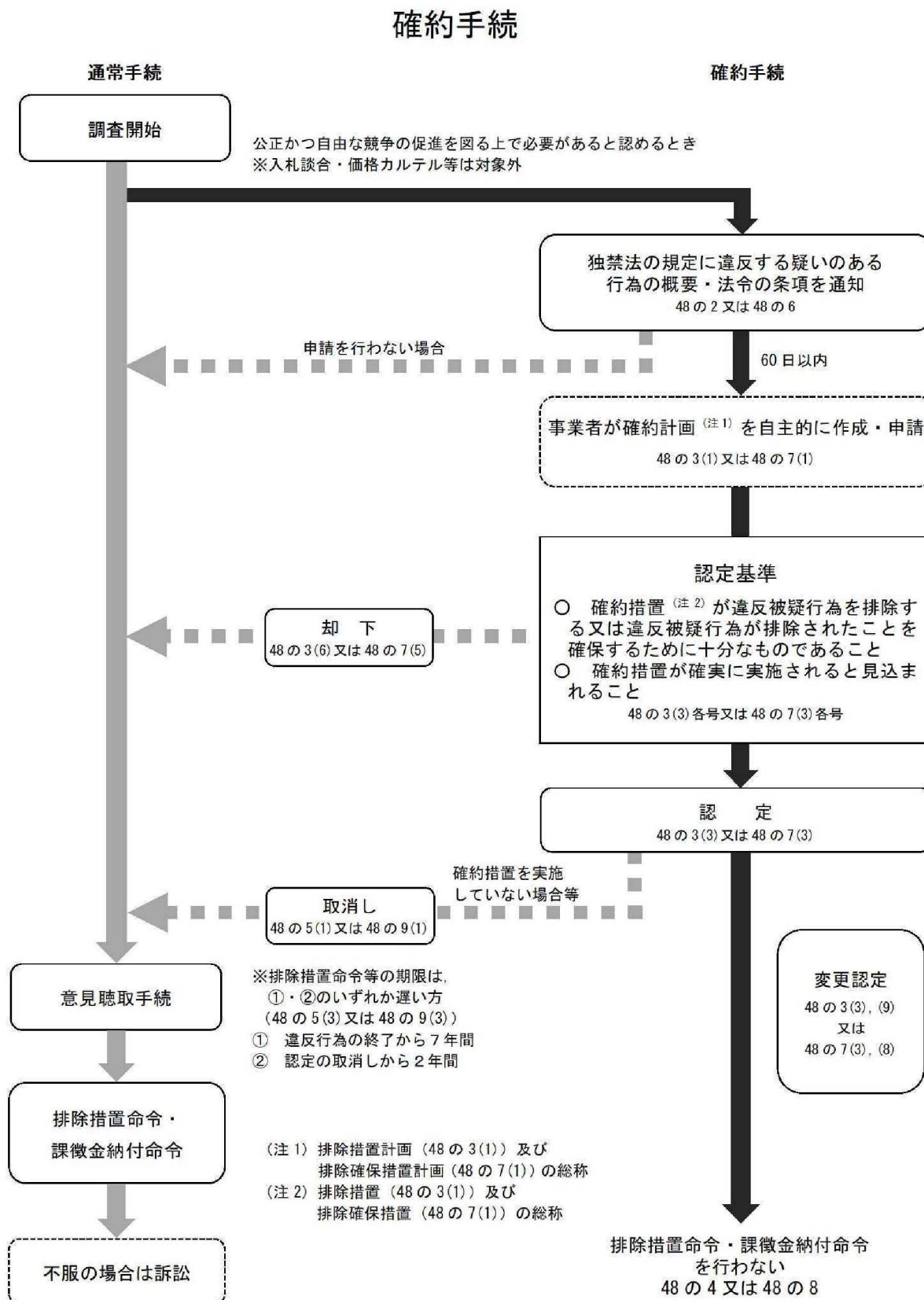
事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（旧第7条の2第10項～第13項）（注5）。

| 調査開始 | 申請順位 | 減免率 |
|------|--------------|-----|
| 前 | 1位 | 免除 |
| | 2位 | 50% |
| | 3～5位 | 30% |
| | 6位以下 | |
| 後 | 最大3社 (注6) | 30% |
| | 上記以下 | |

（注5） 課徴金納付命令等がなされるまでの間に、公正取引委員会に求められた追加の違反行為に係る事実の報告等に応じないとき等においては、課徴金の減免を受けることはできない（旧第7条の2第16項・第17項）。

（注6） 旧独占禁止法の課徴金減免制度は、調査開始日前と調査開始日以後とで合わせて最大5社（ただし、調査開始日以後は最大3社まで）に適用される。

【確約手続】



令和4年度における優越タスクの取組状況

第1 効率的・効果的な処理

公正取引委員会は、平成21年に「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスク」という。）を審査局内に設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。

1 効率的な処理

(1) 優越タスクにおいては、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為の類型に特化した調査を行うことで事例の蓄積や処理方法の向上を図り、これらを積極的に活用することにより、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。

なお、下請法に基づき勧告又は指導した関係事業者についても、必要に応じ、下請法上の下請事業者に該当しない取引先に対する行為について更に調査を行い、独占禁止法上の優越的地位の濫用行為につながるおそれがみられた場合には、注意を行っている。

(2) 令和4年度に優越タスクにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約60日であった（前年度は約67日）。

2 効果的な処理

優越タスクにおいては、関係事業者に対し、優越的地位の濫用行為として違反につながるおそれがあるとして注意を行うに際しては、職員が関係事業者の事務所に直接出向くなどして、小売業者に対する納入取引の事案であれば仕入れ等の責任者（担当取締役等）と面談を行っている。

この関係事業者との面談では、パンフレット等を用いて、優越的地位の濫用行為が禁止されている趣旨、目的等を詳細に説明し、これらについて十分理解を得ることとしており、注意後の相談対応も実施している。

また、優越タスクでは、過去に注意を行った関係事業者に注意後の改善状況を確認する、関係事業者の取引先事業者に現在の取引状況を確認する等の方法により、注意事案のフォローアップを行っている。

さらに、優越タスクの調査に当たっては、当該調査を契機に関係事業者にグループ会社の状況も含めて優越タスクに報告させることにより、当該関係事業者とグループ会社の双方について改善を図っている。

第2 処理の状況

1 処理概況

優越タスクにおいて、令和4年度は、サプライチェーン全体での公正かつ自由な競争の確保の観点から1件の公表、インボイス制度導入に関連した優越的地位の濫用に該当するおそれのある事案など5件の注意を行った。

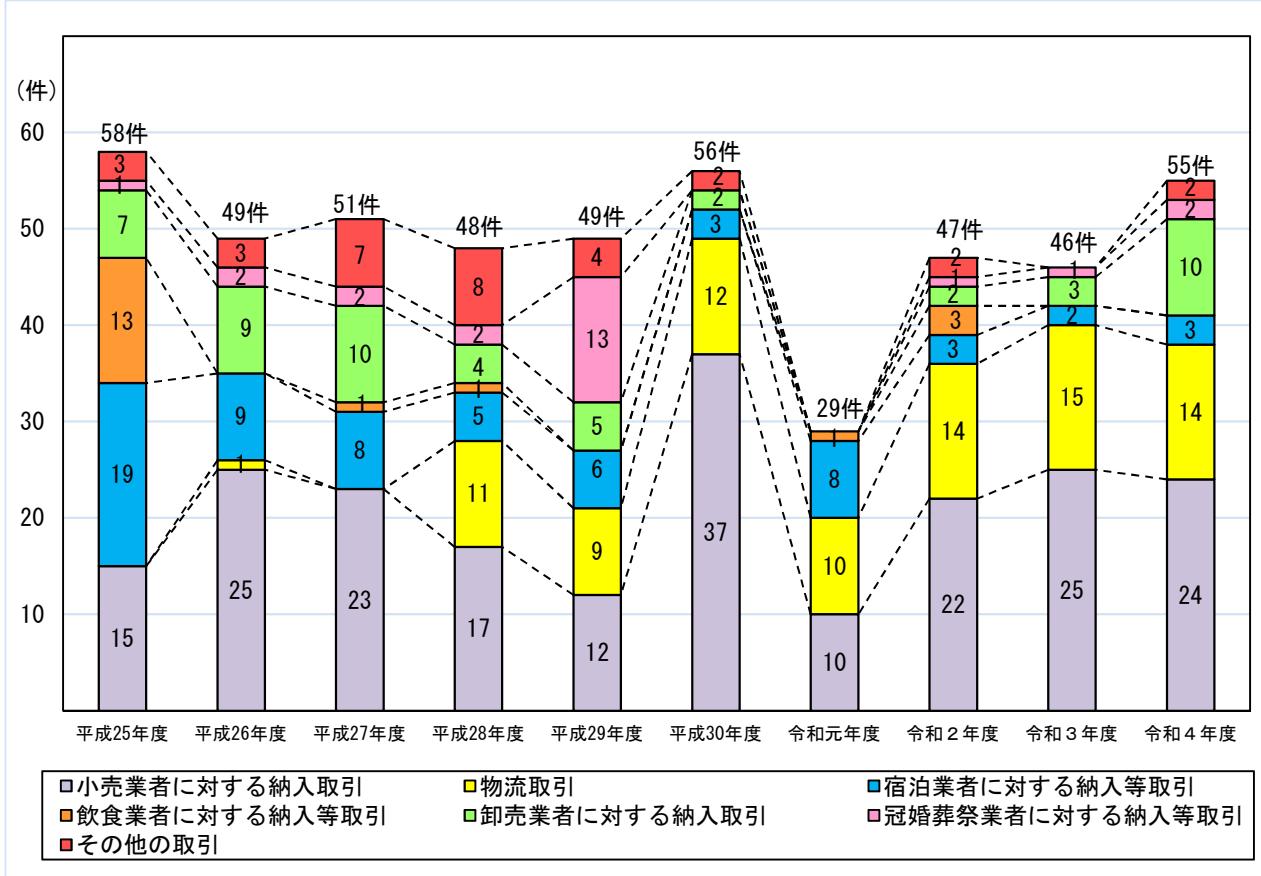
2 公表の概要

優越タスクでは、株式会社セブン-イレブン・ジャパンから自発的な措置の報告を受け、事案の概要を公表した。公正取引委員会としては、サプライチェーンの中で行われる下請法又は独占禁止法違反事件について、上流又は下流での行為に原因がある場合においては、上流又は下流での行為に対しても下請法又は独占禁止法上の問題の有無の確認などの監視を行い、サプライチェーン全体での公正かつ自由な競争環境の確保に努めることとする。(令和4年12月22日 公表)

公正取引委員会は、株式会社セブン-イレブン・ジャパンの取引先が、株式会社セブン-イレブン・ジャパンのプライベート・ブランド等の製造委託先下請事業者から「商品案内作成代」を徴収していたことについて、下請法上の勧告をした後、これに関連して、株式会社セブン-イレブン・ジャパンに対し、当該取引先との間における優越的地位の濫用の観点からみた問題の有無について事実確認するため資料を求めるなどした。こうした中、株式会社セブン-イレブン・ジャパンから、当該取引先との取引を含むプライベート・ブランド等の製造委託に関する「商品案内作成代」の徴収を取りやめ、徴収していた取引先に対して、その旨を通知するなどの措置を自発的に講じた旨の報告があったため、これ以上の対応は行わないこととした。

3 注意の件数及び内容

＜図：年度別注意件数の推移＞



- (1) 注意を行った55件を取引形態別にみると、上図のとおり、小売業者（スーパー・マーケット、ホームセンター等）に対する納入取引が24件と最も多く、次いで物流取引が14件、卸売業者に対する納入取引が10件、宿泊業者に対する納入等取引が3件、冠婚葬祭業者に対する納入等取引が2件、その他が2件となっている。
- (2) 注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、小売業者に対する納入取引については、「従業員等の派遣の要請」が54件中20件と最も多く、次いで「購入・利用強制」が12件となっている。
また、物流取引については、「減額」が35件中11件と最も多く、次いで「支払遅延」が7件となっている。
さらに、卸売業者に対する納入取引については、「協賛金等の負担の要請」が15件中6件であり、次いで「減額」が5件となっている。
なお、取引形態に関係なく、注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「購入・利用強制」が22件と最も多く、次いで「従業員等の派遣の要請」及び「減額」がいずれも20件となっている。

＜表：注意事案の行為類型一覧＞

(単位：件)

| 取引形態 行為類型 | 小売業者 に対する 納入取引 | 物流取引 | 宿泊業者 に対する 納入等取 引 | 飲食業者 に対する 納入等取 引 | 卸売業者 に対する 納入取引 | 冠婚葬祭 業者に対 する納入 等取引 | その他の 取引 | 合計 |
|----------------------|----------------------|------|---------------------------|---------------------------|----------------------|-----------------------------|------------|-----|
| 購入・利用強制 | 12 | 4 | 3 | 0 | 1 | 2 | 0 | 22 |
| 協賛金等の負担の 要請 | 9 | 1 | 1 | 0 | 6 | 0 | 1 | 18 |
| 従業員等の派遣の 要請 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 |
| その他経済上の 利益の提供の要請 | 1 | 3 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 6 |
| 受領拒否 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 返品 | 7 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 9 |
| 支払遅延 | 0 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 減額 | 4 | 11 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 20 |
| 取引の対価の一方 的決定 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 3 |
| 不当な給付内容の 変更及びやり直し | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| その他 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 合計 | 54 | 35 | 6 | 0 | 15 | 3 | 2 | 115 |

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数（55件）と
行為類型の内訳の合計数（115件）とは一致しない。

(3) 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

優越タスクが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

1 小売業者に対する納入取引

従業員等の派遣の要請

- (1) スーパーマーケットを営むAは、納入業者に対し、新規開店及び改裝開店に際し、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業や、総菜商品の調理作業等を行わせているにもかかわらず、Aがあらかじめ一律に定めた時給を換算して支給するのみで、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。
- (2) ホームセンターを営むBは、納入業者に対し、新規開店、改裝開店及び棚替えに際し、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業を行わせているにもかかわらず、弁当を支給するのみで、日当や交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。

購入・利用強制

- (3) スーパーマーケットを営むCは、バイヤーから、納入業者に対し、納入業者との取引に関係のないクリスマスケーキ、ワイン、うなぎ等の季節商品の購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (4) スーパーマーケットを営むDは、納入業者に対し、改裝開店に際し、自社の利益を確保するための費用を協賛金として、事前に算出根拠や使途等を説明することなく金銭の負担を要請していた。
- (5) 百貨店を営むEは、納入業者に対し、中元商戦や歳暮商戦の際に雇用するアルバイトの賃金に充てるための費用を協賛金として、事前に算出根拠等を説明することなく金銭の負担を要請していた。

返品

- (6) スーパーマーケットを営むFは、納入業者に対し、買取条件で仕入れた商品について、売れ残りや商品の入替えにより棚から外れた際に、返品前に納入業者の同意を得ていたものの、返品によって納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく返品していた。

減額

- (7) スーパーマーケットを営むGは、納入業者に対し、商品の入替えにより棚から外れた商品を値引きして販売する際に、当該商品の値引き分の負担を要請し、支払代金から減

額して支払っていた。

取引の対価の一方的決定

- (8) 農産物直売所を営むHは、納入業者に対し、委託仕入れにおける委託手数料について、十分な協議を行うことなく一方的に引き上げていた。

2 物流取引

減額

- (1) 建設機械器具の賃貸業を営むIは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた支払代金を、支払う段階になってから値引きを要請し、これに応じた物流事業者に対する支払代金から要請した値引き分を差し引いて支払っていた。
- (2) 菓子の製造販売業を営むJは、運送業務を委託する物流事業者に対し、書面による合意を得ることなく、「振込手数料」と称し、あらかじめ定めた支払代金から振込手数料相当額を上回る額を減額して支払っていた。

支払遅延

- (3) 化学薬品等の製造業を営むKは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、事務処理の手違いを理由として、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払っていなかった。
- (4) 農産物の販売事業等を営むLは、運送業務を委託する物流事業者に対し、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、書面による合意を得ることなく、翌営業日に運送代金を支払っていた。

不当な給付内容の変更及びやり直し

- (5) 鋼材卸売業を営むMは、運送業務を委託する物流事業者に対し、積込み及び荷卸しの際に待機時間が発生しているにもかかわらず、あらかじめ待機に係る費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、待機料を支払っていなかった。
- (6) 農産物の販売事業等を営むNは、運送業務を委託する物流事業者に対し、積込みの際に待機時間が発生しているにもかかわらず、あらかじめ待機に係る費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、物流事業者からの請求がなかったことを理由として、待機料を支払っていなかった。

購入・利用強制

- (7) 農産物の販売事業等を営むOは、運送業務を委託する物流事業者に対し、事業遂行上必要としない商品の購入を要請していた。

その他経済上の利益の提供要請

(8) 農産物の販売事業等を営むPは、運送業務を委託する物流事業者に対し、集荷場においてフォークリフトを使用した積込み作業を行わせていたにもかかわらず、当該作業に必要な費用を支払っていなかった。

3 宿泊業者に対する納入等取引

購入・利用強制

(1) 宿泊業を営むQは、取引先事業者に対し、調達部門の担当者から、Qが営む宿泊施設内で使用できる金券の購入を要請していた。

その他経済上の利益の提供要請

(2) 宿泊業を営むRは、取引先事業者に対し、本来取引先事業者が負担する必要がないにもかかわらず、宿泊客向けのイベントで配布する景品とするための商品を無償で提供するよう要請していた。

支払遅延

(3) 宿泊業を営むSは、取引先事業者に対し、月締めの支払代金が20万円を超える際、代金の65パーセントをあらかじめ定めた支払期日に支払い、残りの代金は翌月以降の支払として、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払っていなかった。

4 卸売業者に対する納入取引

協賛金等の負担の要請

(1) 食料品等の卸売業を営むTは、納入業者に対し、自社の利益を確保するための費用をキャンペーンの協賛金と称して、事前に算出根拠や使途等を説明することなく金銭の負担を要請していた。

(2) 建設設備機械等の卸売業を営むUは、納入業者に対し、事前に算出根拠や使途等を説明することなく、周年行事の際に、一定期間の取引額に一定割合を乗じて算出した額の負担を要請していた。

減額

(3) 服飾資材の卸売業を営むVは、納入業者に対し、支払代金に一定割合を乗じて算出した額を、あらかじめ定めた支払代金から減額して支払っていた。

取引の対価の一方的決定

(4) ヘルスケア用品等の卸売業を営むWは、納入業者に対し、納入価格の引上げをする場

合、その申請を6か月前までにするよう求めていた。(納入業者のコスト上昇分について、取引価格への反映時期を遅らせることにより、価格引上げの必要性について協議する場が失われ、6か月先まで従来どおりの取引価格に据え置かれるおそれがあった。)

5 冠婚葬祭業者に対する納入等取引

その他経済上の利益の提供要請

冠婚葬祭業を営むXは、取引先事業者に対し、結婚式場で開催する模擬挙式において、ヘアメイクや音楽演奏等の役務を無償で提供するよう要請していた。

6 その他の取引

取引の対価の一方的決定

イラストレーション制作業を営むYは、経過措置（注）により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、業務委託先イラストレーターに対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税率である10パーセント相当額を取引価格から引き下げる一方的に通知していた。

（注） 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は仕入税額相当額の8割、その後3年間は同5割の控除ができることとされている。